

自治研報 かながわ

1

1978
No.8

特集

革新のとりべき経済政策
代表理事 新田俊三



神奈川県地方自治研究センター

第3回理事会開かる

12月13日(火) 於 横浜 Y.M.C.A.

この自治研センターが6月4日に設立されて約半年経過しました。この間会員も増加し、新神奈川計画の研究会(5回)、水資源と環境問題の研究会、現代地方自治講座(5回)などを開催してきたところです。

半年間をふりかえり、また新しい研究テーマの確定のために第3回目の理事会が、12月13日開催されました。当日3時から企画委員会が開かれ、5時から理事会が企画委員を含めて行われました。

主な議題は、新神奈川計画に対する当自治研センターとしての見解をどうとりまとめるか、次の研究テーマは何にするか、ということでした。新神奈川計画についての見解は、11月15日の第5回

研究会以後に事務局を中心に小委員会もたれ、約1月半かかってまとめた見解と、基本構想への対案についての討論がされました。(内容は次号で特集します)

また研究テーマは、①住民参加と自治体の対応 ②国の政策予算が自治体に与える影響について、の2つに決まり、研究プロジェクトをくむことになりました。さらにそれぞれの機関の役員の変更に伴い、理事の変更があり、それが承認されました。(詳細は本文21ページに掲載)

《お知らせ》12月号の発行をとりやめ、毎月末25日に翌月号を発刊することにしました。したがって12月号VoL.8は1月号No.9に変更されます。

もくじ ◆◆ CONTENTS

| | |
|-------------------------|----|
| 第3回理事会開かる | 2 |
| 現代日本の政治経済の情勢と地方自治 | |
| 一革新のとるべき経済政策— 代表理事 新田俊三 | |
| はじめに | 3 |
| 1. 円高の意味するもの | 4 |
| 2. 福祉型成長への転換を | 6 |
| 3. 社会資本充実のための諸条件 | 9 |
| おわりに | 14 |
| 昭和53年度政府予算比判 | 15 |
| 新神奈川計画についての見解 | 17 |
| 自治体革新についての一考案(連載第4回) | |
| 第三章 革新自治体をめぐる諸問題(その2) | |
| 2. 革新自治体をめぐる問題状況 | 18 |
| 3. 自治革新の方向をさぐる | 19 |
| 自治研センター役員の変更 | 25 |
| かながわの自治体のうごき | 26 |
| 今月の統計から | 27 |
| 編集後記 | 27 |

自治研 かながわ

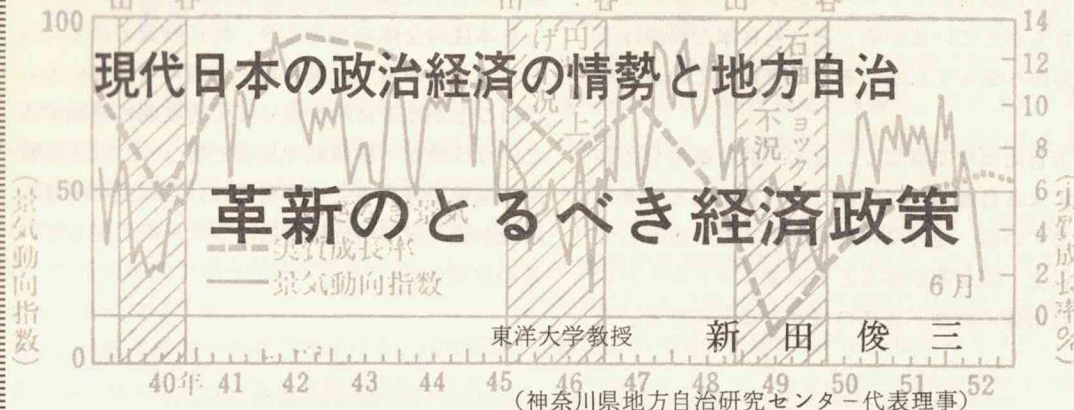
1 1978 特集 革新のとるべき経済政策
No.8 代表理事 新田俊三



神奈川県地方自治研究センター

現代日本の政治経済の情勢と地方自治

革新のとりべき経済政策



はじめに

いま地方自治をめぐる問題が大変だといわれていますが、日本経済全体の沈没が問題にされている時期でもあり、経済全体に関する話からはじめていき、そのことが結局地方自治の問題に結びつくということのつながりをお話して問題提起とします。

最近、新聞などにみられるように円高のことがやかましく、このままでいくと日本経済は全体として縮小再生産的な傾向を強めていくのではないかという懸念が、刻一刻と現実化しているように思います。また日米通商会議における米国側の要求に、日本の国内景気との関連で政府の対応がせまられているわけです。米国側の要求は成長政策をもっと高くとれという。6%でなく8%ぐらいを要求している。つまり経済成長を高くして米国の製品、機械装置＝コンピュータ・医療機器・通信機械などが日本に輸入されることを期待しているわけです。

ところが、この要求を日本がのんだら、唯でさえ不況のわが国に大きな影響がでるし、雇用問題

が悪化するということになる。米国の苦境を救うために日本に犠牲を強いるという形です。これでは福田首相ものめない。そこで雇用にさしあたり影響のないものを買うということになります。それでは米国が承知しない。こういうやっかいなのが日米の交渉であり、中味は日本と米国の利害の対立であるわけです。

さて、そこで53年度の予算編成が問題になります。国際的・国内的世論からみても、政府は一定の景気刺激型予算をとることはまず間違いない。その中味は従来の新幹線・道路・橋りょう建設という即効性のある公共投資を中心とした一応内需主導型のものになるだろうと予想しています。

ところが、こうした景気刺激のパターンは、私たちが前から指摘しているように、必ずしも景気刺激効果として有効でなくなっている。そしてこれでは持続的な景気刺激効果はまず望めないし、成長率も6%を超えることはむずかしからうということなのです。

日本全体の成長再開のはずみがついて自動的に成長が回復することにはならない。成長が低い段階で物価の上昇基調が続く＝スタグレーションという、現在の世界経済に特有の様相から基本的には脱しきれないという気がするわけです。ただ成長率が低く企業の稼働率が低いから、かつての

ような狂乱状態になる心配もない。その意味で今は景気を刺激するチャンスであるが、刺激する手段をまちがえているから、どうも日本の経済は不幸な方向へ走ってしまいそうな気がしているわけです。

地方自治だけではなく、日本の財政構造自身が成長による自然増収に依存して予算を組んできたわけですから、地方交付税も国税3税に依存している以上、成長率が落ちるとそのままストレートに地方自治体の財源不足につながることになる。そ

ういう体質をもっているわけで、今後の自治体財政の抜本解決は当分望み得なくなります。

日本経済全体の冷えこみ、特に投資の冷えこみがなまじな政策では動かない状態になっている。このことが地方自治を通じて生活破壊に直結するという仕組が一番深刻であると思うし、生活と雇用に直撃を与えるという構図は、自民党の現在の政策が続く限り当分続くということを心配しているわけです。

1. 円高の意味するもの

(1) 変動相場制のもたらしたもの

まず、今日の円高をもたらししている基調として米国の国際収支の赤字の問題があります。いわゆる「スミソニアン体制」以降、米国の国際収支の赤字基調が定着することは私たちが十分予想していたところです。

1971年8月のニクソン新経済政策の発表、いわゆるニクソンショックがおきます。スミソニアン会談が開かれ16.88%の円切上げにより日本経済がショックをうけたわけです。

ところが米国にとっては、ドルを金の束縛から解放し、国内政策の展開に対する国際収支上の制約から解放されたことになったのです。これももとはといえばドルの信任の低下から生じたことでもあります。変動相場制とはこれまでの固定相場制とは異なり、本来各国の国益の追求の結果が為替市場においてレートの弾力的機能で調整されるということになるわけです。しかし現実にはそうならず、ドルだけが下る。大量の石油を買うことにより国際収支の赤字が増々増加し、77年には、450億ドルにもなろうとしている。これは米国が

国際収支の赤字を解消しようとする政策的意図がないからです。

なぜそれを許しておくか。これはスミソニアン会議で各国が、米国のドルの信任が下がっているにもかかわらず、これに代る国際通貨がないため、国際基準通貨としてドルを決めたわけで、これに従って各国が行動している。したがって米国としては、極端に言えばドルを印刷するだけで石油が買える。石油を買うから国際収支の赤字が増える。赤字になるから米国のドルがまた下落する。その分相対的にマルクも円も上がるわけで、これがいまの円高の基本です。

米国は国際収支の赤字を無視しても石油を買っているのはケシカランと怒ってみても、現在の通貨制度がそうなっていることに腹を立てているわけになり、ことの解決にはなりません。円が過大に評価されていると主張しても、外貨準備が急増するという事実だけが国際通貨市場における唯一の判定基準である以上、外には通じない主張になってしまいます。円高のもつもうひとつの側面に注視する必要がありそうです。

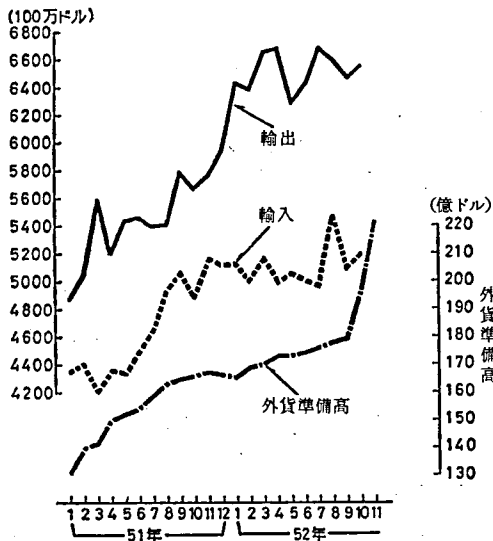
(2) 外貨の大巾黒字の原因

1ドルが240円になり、230円でも防げない。先物の市場動向からみると、210円台の水準までいくのは時間の問題だといわれ、防いでも防ぎきれないのはなぜか。また円相場が急速に上昇しているのに外貨準備が減らないのはなぜか、ということが問題になります。

それは米国に原因があるのではなく、日本経済それ自身に根拠があり、日本の輸出競争力に見あったものであるといえるし、輸出構造そのものに原因があるということです。

具体的にいえば、重化学工業部門を中心とした特定の部門の輸出競争力が相場の実勢レートを決定する、という事実があります。自動車、テレビ、時計、カメラ、造船、重電機などがそれにあたり、これらの部門を日本経済から特に飛びぬけた「突出部門」と定義しています。この部門を基準とする限り、円相場は過大であるとはいえ、それだけこの突出した輸出部門の競争力は強いといえます。

図1 国際収支の動向 (IMF方式)



注) 日銀調べ、輸出、輸入とも季節調整値。(エコノミスト77.12.20号)

変動相場制に入ってから日本経済の国際市場における対応力はきわめて強力なものがあつたのです。有力輸出メーカーの生産性の上昇を基盤としながら、輸出地域の変更、ドル建て取引から円建てへのシフト、輸出製品の高級化、などさまざまな手段をとり、外的条件に対して強力な対応を示していったわけです。

この反面、対応しきれない産業が「自然淘汰」の論理で産業間調整が行なわれていたわけです。しかし一方で輸出突出部門が伸びれば伸びるほど輸出力の相対的に弱い部門に影響を与えます。そして円高によって、特定の部門の輸出競争力の強さが、他方の円高に弱い部分＝構造不況業種や地場産業を直撃し、これらの業種の整理を伴うという構造になっています。

こうした日本経済における輸出の2重構造が、通貨問題をとおして明らかになってきました。それに対する対策は産業構造と日本経済の転換に深く結びついているといえましょう。

(3) 輸出突出部門の規制を

いまの日本経済を1つのボートにたとえると、底に穴があいていて水がどんどん入ってくる。それを放っておいて水をくみ出しているのだから、これではいつまでやっても無駄なことです。

根本的対策としては、一番根本的原因となっている経常収支を急速に黒字になっている部門、これを日本が自らの手で規制すべきであると考えます。具体的には輸入拡大ではなく輸出突出部門の直接規制ということになります。

政府も最近ようやく輸出規制に手をつける動きを示し始めました。おそらく西ドイツ型の輸出税をかけ、輸出を間接的に管理する、という手段を大蔵省あたりは検討を始めています。私は輸出税ではなく、直接規制すべきだと思います。

その理由としては、昭和40年代の日本経済では自動車など耐久消費財部門の輸出が伸びることが、

国内の設備投資を波及効果で引っ張っていき、雇用も拡大する。全体として日本経済の底上げができるという構造になっていました。ところが、いまの日本経済はそういう構造ではなくて、すでにのべたように、特定の突出部門の輸出競争力の強さが、特に円高に弱い構造不況業種や地場産業の整理を伴う、という形をとっています。日本経済全体としては突出部門の輸出の強化は必ずしも好ましくない、ということになるわけです。

すなわち円高対策としては、輸入拡大によりたまった外貨を減らすということよりは、外貨急増の原因をとり除くことが先決である。このことが突出輸出部門の直接規制がまず必要だと考える理由の第1です。

つぎに、重化学工業的体質をもっている部門は、日本経済にとっては、もはや不要な存在であると考えからず。今日の輸出突出部門の担い手が、ことごとくかつての高度成長期における重化学工業部門の花形であるわけです。73年のオイルシ

ック以降おきた国際市場における資源問題の緊迫化は、日本経済に輸入資源の価格の上昇をもたらした、これを通じて経営基盤をゆるがされた企業が続出したことはご存じの通りです。資源エネルギー問題から考えても、産業構造の転換がせまられているわけです。

すなわち資源浪費型の重化学工業部門は、整理縮小すべきであり、国内外の諸条件をふまえて考えると、省資源型の知識集約化への転換をはかることが必要だと思うわけです。このような国内の経済構造の転換の論理と構造にそぐわないのが、今日の輸出突出部分であり、この部分の国際競争力の強さがしばらく続いたとしても日本経済にとって救いにはならないのです。

いずれにしても、経済学はどうやってお金を増やすかということが目的であるのに、日本経済はどうやって減らすかということがもとめられているわけで、おかしい世の中になったわけです。

2. 福祉型成長への転換を

(1) 内需中心の景気刺激を —輸出依存からの脱皮—

いままで述べたような、現在の円高、あるいは変動相場制に伴う対ドルレートの高割という現象に対して、基本的にはどのような政策的対応をなすべきか。特に革新の政策の体系化について、最近まとめた平和経済計画会議の「国民の経済白書」で提言した内容について、述べてみたいと思います。

まず、現在の局面を打開するには、やはり内需を中心とした国内の景気刺激政策を中心とした対策が必要だ、と私たちも考えています。この場合、従来の公共投資を中心とした景気刺激とは何か同

じように感じられるかもしれませんが、中味が全くちがうということです。

従来の高度成長型の産業基盤整備を中心とした新幹線網、本四連絡架橋、高速度道路建設というような景気刺激政策ではありません。これだけでは日本経済の当面している構造不況は、回復不可能だということであり、総需要管理政策には限界があるということです。つまりドル減らしから出発した総需要拡大→総需要抑制→総需要抑制緩和→総需要拡大へもどってしまうことになり、短期的にはともかくも、中・長期的にみて民間設備投資の回復、雇用拡大による失業問題の解決をはかることは不可能だと思われるのです。

それではどうするかといえば、生活環境の改善につながるような、社会資本ストックの拡大のた

めの投資を今の時期に大いにやれ、というのが私たちの提言です。すなわち福祉型成長をはかれ、ということになります。福祉型成長とは、国土・地域開発、都市開発、交通運輸、資源エネルギー、安全、防災、公害防止、生活情報・教育・医療、食糧・農業などの社会開発部門への公共投資をもって成長刺激をはかれ、ということです。

このような積極論の立場からすれば、国内需要を中心とした経済成長をとげるわけですから、輸出に依存しないですむことになり、国際収支の構造もこの成長政策にとって好い条件に転化することになります。過去の国際収支の赤字が心配で積極政策がとれない段階とは、まさに条件が逆転しているのです。外貨減しを因るためにも、福祉型成長に転換することが最良の対策だ、と考えているところです。

(2) 福祉型成長の意味

福祉型成長とは、基本的には国民生活の環境改善のための投資誘導政策であると同時に、高度に知識集約化された産業としての性格もっています。日本の産業構造は、現実に重化学工業中心から知識集約化されたものへと転換しはじめています。それに対応する革新側の政策論として、地域開発政策という骨組みがあり、その関連で都市再開発政策が進められるという方向が望ましいと思っています。

社会資本ストックへの投資拡大、それは前に述べたような国民生活環境の改善につながる投資であり、住宅産業がこれからの戦略産業たるべきものだとは私と考えています。住宅をつくるまえに住宅のおかれている環境そのものが問題になる。だから住宅建設より都市開発が先行すべきだということになる。都市開発というと住宅だけではなく、教育、交通、上下水道などの環境をどうするかという総合的な政策をあらかじめたてて、そういう環境整備のもとで住宅政策がはじめて意味をもつ

ことになります。

これからの経済政策の社会的形成は福祉型成長だが、産業政策論的なうえからこれを表現しなすと社会開発型の産業政策ということになるわけです。具体的には国土・地域開発、都市開発という領域になってきます。

ではこの都市開発プロジェクトとして何が考えられるかということになります。具体的に例示すると都市内地下共同溝システム、都市内交通システムCBS、共同集配システムというポジティブな領域がある。ネガティブな領域として大気汚染監視システム、交通管制システムなど公害対策と交通対策をかねて直ちに着手すべきものがある。さらに環境対策としては、都市排水処理再利用システム、地域暖房システム、防災システムなど現実に投資化されているものもある。このような都市再開発に関連した環境整備のプロジェクトを組んで、物的システムだけではなく当面緑化政策などを含めて、それを前提として住宅政策を考えるというようなステップになるのではないかと思います。

(3) 社会資本拡充の効果

いま述べたような、システム化された産業としての都市再開発プロジェクトは、産業関連効果からいって非常に戦略的に好ましい点があるといえます。従来の自動車・テレビ以上に関連産業に対する波及効果は高くなってきます。

実態的にいえば、一般機械産業の中では、電動機、ボイラー、金属加工機械、工作加工機械特にNC工作機械、あるいは繊維機械ですらこうしたプロジェクトによって投資領域は拡大していきます。しかも産業波及効果のすそのが広いために、中小企業分野への影響が大きいというメリットもあり、雇用対策上も有効であることを指摘することができます。

もうひとつの側面は、環境改善のための投資誘

導政策であると同時に、企業の投資活動からみれば新しい市場の形成を通じた投資環境の改善を意味することになります。具体的には、都市開発に伴って、例えば工業用水や産業廃棄物処理装置に対して投資を行うとすれば、日立環境グループで企業集団型の受注体制をつくりあげここで請負ってこうとする。すでにこうした体制になっているわけです。

社会資本ストック、福祉型成長では、資本主義という体制を前提にして考える以上、民間企業の投資活動をどのように合体させるか、ということぬきに問題の解決は得られないわけです。民間企業の側からしても、従来の耐久消費財（自動車・テレビなど）を中心の個人消費だけに頼っている成長がのぞめない。とすればどこに投資を求めるといえば、社会資本ストックに対する投資が大きな投資領域になってきている。これが現実の市場の構造変動としておこってきているのです。

こうした市場の変化、「市場の組織化」と、それに対応する産業政策のもとでの「市場コントロール」をどう行うかという政策手段が重要なポイ

ントになります。

(4) 市場の組織化と 社会的コントロール

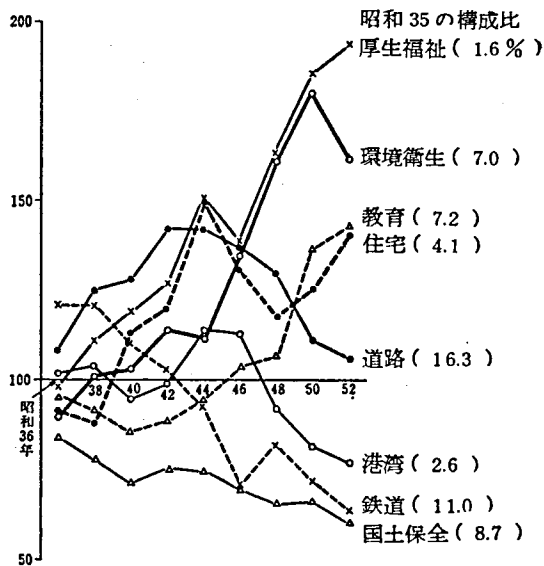
市場の組織化というのは突然言いだした言葉ではなく、現実にさまざまな側面で中核的資本による組織化が進行しています。例えば大気汚染監視システムを発注すると受注するのは三菱重工と住友化学ということになります。一方がボイラー技術を提供し、片方がシステム技術を提供する。異なる企業系列の会社が、それぞれの技術を持ちあってプロジェクトを組み受注することになります。だからプロジェクトというのは必ず市場組織化を伴うことになります。

企業集団、企業グループ、企業提携などが現実であり、中核資本はこれらの組織化を通じて資本間の利害の調整を図り、資本効率の向上をめざしているといえます。市場サイドからみれば、市場の組織化が進んでいるというわけです。

具体例をあげれば、福山市の都市開発は鉄工業界が請負っています。新日鉄が君津に合理化された工場を作り、この徹底して合理化した技術を生かして社会資本ストックの形成に進出してきています。新日鉄の売上げの20%が技術を売ることから得る収入になっています。また、北海道庁が全道を対象としたわが国最大の防災行政システム（各建物に防災装置をつける）は日立、日電、富士通などで請負う。ものすごいシステム機器でエレクトロニクスです。松下グループも交通管制システムに力をいれ、大いにもうけている。というように企業の投資が移っているのです。

社会資本の充実のためのプロジェクト開発がさかんになれば、従来の市場とは異なり、組織化された産業組織に組織化された市場が対応するわけですから、市場メカニズムの機能を新しい次元で活用しなければならなくなります。こうした産業政策を展開しようとするれば、社会的ニーズにもとずく社会的コントロールがなされなければなら

公共投資部門別構成比率の変動
(昭和35年の構成比を100とする指標)



(経済企画庁資料)

い、ということになります。

社会的ニーズとは、生活上の需要に直接対応する領域（国民ニーズ）だけでなく、日本経済の基盤強化につながる領域をも含めたものになります。言い換えれば、国民の社会生活の安定性と経済社会の均衡と再生産を確保するものでなければならぬ、ということになります。

この社会的ニーズにもとづく産業政策の具体的な手段として「社会的コントロール」が必要となります。社会的コントロールとは資本の論理に全面的に投資行動などを委ねることなく、中・長期的視点にたって経営管理のあり方を政策的に管理

・制御することです。また地域の生活環境の改善や都市・地域開発などの社会資本を整備し、産業の地域的な適正配置などを行うための政策的方策でもあります。

この社会的コントロールの技術は、革新側にとって必要であるだけでなく、いままさに開発途にあるといわなければなりません。個別な技術や物に対する技術ではなく、社会的技術として高度な内容が要求されるだけに、トータルな視点からの政策科学の確立をはからなければならないということです。

3. 社会資本充実のための諸条件

(1) 福祉型成長と自治体の役割

ア 公共投資発注の主体は自治体

公共投資を中心とした景気刺激策を、事業として実行する現場はどこか、ということが問題となります。国の予算が拡大され、国で直接事業執行する大型プロジェクトもありますが、実際には公共事業の大半は地方自治体になっているのが現実の姿です。

ひとつ、具体例を示しましょう。昭和52年度の上半期（52年4月～9月）の公共事業の発注状況が、保証事業会社協会の調査でまとめられています。これをみると発注件数では、都道府県・市町村あわせて実に77.7%にものぼっており、請負金額で65.9%に達しています。金額を内訳別にみると、都道府県が1兆6,416億円余、市町村で1兆26億円余になっています。請負金額を51年度の同期と比べてみると市町村の伸び率は50.3%となっており、都道府県の伸び率21.7%を大幅に上まわ

っていることが特徴的です。

52年度の政府の政策として公共投資中心に内需を拡大すること、特に景気回復をはかるため年度の前半に発注するという「前倒し政策」が、実は地方自治体におおさって執行されたことを裏付けるものです。まさに地方自治体主導型の公共投資であるといえそうです。

こうした実績をみると、自治体の果す役割がいかに大きなものか、改めて考えさせられます。53年度予算もおそらく景気回復という大義名分のもとに超大型なものとなり、それに伴う自治体へ影響も直接的なものになるでしょう。

そこで問題となるのは、こうした大量の公共投資の資金がどこに流れたのか、ということです。個々の自治体を総点検し、発注した内容と受注先や金額などを明らかにさせる運動をとおして、何のために、誰のための公共投資か、ということのみきわめていく必要があります。さらに公共投資に伴う自治体の負担と、それが住民のためになっているのかどうかという点検運動が大切です。

そのうえにたって、いま現実に不足している社会資本への投資をどう拡大させていくか、その内容をどう決めるのか、という論議になっていかな

ければなりません。

イ 自治体主導で投資内容の決定を

社会資本充実のための福祉型成長の中味を、ではどこで決定するのか、ということになります。国家が中央で決定して地方におろすのではなく、それぞれの地域がかかえている具体的な問題の中から社会資本ストックの中味が決定されるよう、十分注意されるべきなのです。徹底して地方分権システムで問題をくだかなくてはならないと考えます。産業政策論として具体化すればするほど地域の問題につながってくることを忘れてはなりません。

問題なのは、地域が必要としている福祉、あるいは社会環境整備のための投資がどのようなものであるのか、中味は何であるのか。実は意外なことなのですが、この問題に対する調査はまだ十分さ

れているとはいいがたいのが現実であり、早急にやらなければならない問題だと思います。教育・住宅・都市開発・交通問題などを含め、住民要求という形で下から積みあげていかなければなりません。

こうして積み重ねたものをナショナルなレベルで調整する必要があります。個々の地域の要望のすべてが一度で解決しようとしても、与えられた制約条件の中でできることとできないことがあるわけです。政策のフィードバックシステムとして、ナショナルなレベルでの調整過程を経て、その中で優先順位を決め、具体的に執行可能な体系を整えたいうえではじめて実現されていきます。そして時間的な要因を入れて除々に解決されるものです。

その具体的執行は地域が中心となるべきであり、そのための地域政策が必要だということになります。産業政策が地域問題に必ずなる、というつながりがまだ政策論としては十分意識されていませ

公共工事発注者別内訳 (52年4～9月累計)

単位100万円()内は51年度

| 発注者 | 発注件数 | 構成比 | 請負金額 | 構成比 | 前年同期比 | |
|-----------|---------------------|------------------|--------------------------|------------------|--------|--------|
| | | | | | 件数 | 金額 |
| 国 | 16,676 (13,070) | 15.9 % (15.1) | 705,526 (547,124) | 17.6 % (17.0) | 127.6% | 129.0% |
| 公社 | 336 (172) | 0.3 (0.2) | 34,981 (11,395) | 0.9 (0.4) | 195.3 | 307.0 |
| 公団 事業団 | 3,425 (3,106) | 3.3 (3.6) | 439,533 (487,201) | 10.9 (15.1) | 110.3 | 90.2 |
| 都道府県 | 58,094 (49,346) | 55.2 (57.1) | 1,641,666 (1,349,352) | 40.9 (41.9) | 117.7 | 121.7 |
| 市区町村 | 23,635 (18,016) | 22.5 (20.9) | 1,002,619 (667,002) | 25.0 (20.7) | 131.2 | 150.3 |
| 地方公社等 | 1,852 (1,627) | 1.8 (1.9) | 112,980 (88,010) | 2.8 (2.7) | 113.8 | 128.4 |
| その他 | 1,166 (1,067) | 1.1 (1.2) | 79,419 (69,515) | 2.0 (2.2) | 109.3 | 119.3 |
| 合計 | 105,184 (86,404) | 100 (100) | 4,016,724 (4,219,599) | 100 (100) | 121.7 | 124.8 |

保証事業会社協会調べ

るので、いわば革新側としても白紙の状態です。したがって革新側としての都市地域開発政策をもって、それを戦略産業だとすべきだと考えます。

都市開発のプロジェクトを市場に提供する、この発注者は主として自治体であり、プロジェクトの推進者でもあります。企業にとっては新しい市場形成を意味します。これを放置すると、自治体の論理が先行せずに、大企業の意向で政策が左右されるということになりかねません。ビックビジネスの市場獲得競争が自治体を動かすことにもなってきます。

したがって、都市開発プロジェクトのイニシアティブは自治体がとれということになり、それによって投資の管理をしろということになります。地域に必要な領域に投資を誘導する、受注単価規制を行う、競争を行わしめる、という形で投資コントロールを行いながら、中小企業の組織化をはかっていく必要があります。そのためには、自治体がシステムオルガナイザーとして投資コントロールを自ら行う機能を果たすことが重要になってきているといえます。

(2) 社会資本投資の財源

福祉型成長をとり国内の社会資本を充実させるための財源をどこから調達するか、これがなければ具体的な提言にはなりません。

まず、当初の財源構想としては、成長が再開することにより税の自然増収が見通され、公債が償還される目途がハッキリしたときは、国家財政の中で国債依存率が30%を越えてもよい、といっています。総評も最近、財源がなければ国債依存率を30%をこえてもかまわないという大胆な提起をしています。

財源がほんとうに不足しているのか、その中味をみると、全体的には財源不足はないといえそうです。やや専門的分析になりますが、日本の投資貯蓄勘定をみると、高度成長期とは大きな変化が

あらわれています。

投資貯蓄勘定を法人（企業）、公共（政府）と個人の各部門別にみると、高度成長期には法人部門の資金不足が大変であったわけです。企業は資金不足から銀行から借りる。銀行は金が不足するから日銀から借りる—日本経済で有名なオーバーローンになったわけです。

成長がダウンして、財政主導型の成長に転換するに当たって法人部門の資金不足が著しく解消されます。この反面公共部門が資金不足になってきたわけです。資金不足に占める公共部門のウェイトは；過去（71～75年）の5年間で43.8%であったのに対し70%近くまで高まることが予測されています。法人部門に比べ公共部門が大変な資金不足であるということがわかります。これが第1の指摘です。

つぎに個人部門の動向をみると、国際的にみても個人の貯蓄率は世界最高です。国内総貯蓄に占める個人部門のウェイトは、71～75年平均の52.3%から60%近くへ上昇するだろうと思われれます。この根強い貯蓄動向はみかけよりももっと高いと思われれます。それは、個人部門の住宅投資の額を差し引いてもなお貯蓄率は高まっているからです。所得階層が低いほど貯蓄率が高まるという傾向があり、これは生活不安を反映したものといえましょう。

いま、住宅投資を差し引いてもなお貯蓄が高まっているということは、日本では社会資本ストック形成に対してかなり個人負担を強いられているということのあらわれです。

経済政策的に考えると、法人部門で大体均衡がとれ、公共部門で不足し、個人部門で貯蓄率が高いとすれば、理論的には高い個人部門の貯蓄を公共部門の資金としていかす、ということが必要になってくるわけです。

公共部門の不足する資金源として個人部門の貯蓄をいかす、このことができれば非常に良いわけです。これを財源として社会資本形成に役立て、福祉型成長をとげ、再び公共部門の財源が厚くな

部門別投資貯蓄バランス (対国民総生産比：%)

| 年 | 個人部門 | | 法人部門 | | 政府部門 | | 海外に対する 債権の純増 | 国民総生産 実数(億円) |
|----|------|-------|-------|------|------|------|-----------------|-----------------|
| | 投資 | 貯蓄 | 投資 | 貯蓄 | 投資 | 貯蓄 | | |
| 40 | 5.16 | 11.49 | 6.25 | 2.96 | 8.50 | 5.97 | 1.25 | 328,137 |
| 41 | 5.27 | 11.44 | 8.06 | 4.47 | 8.41 | 5.57 | 1.08 | 384,186 |
| 42 | 5.73 | 12.41 | 10.54 | 5.24 | 8.52 | 6.22 | △ 0.11 | 452,967 |
| 43 | 5.74 | 12.55 | 10.98 | 6.58 | 8.14 | 6.83 | 1.11 | 532,882 |
| 44 | 5.95 | 12.30 | 11.44 | 6.18 | 7.46 | 7.60 | 1.29 | 622,599 |
| 45 | 5.87 | 13.09 | 12.24 | 6.57 | 7.48 | 7.94 | 1.27 | 730,461 |
| 46 | 5.53 | 12.95 | 8.97 | 5.81 | 8.39 | 7.22 | 2.75 | 815,770 |
| 47 | 6.77 | 13.90 | 7.95 | 4.58 | 9.01 | 7.34 | 2.05 | 947,294 |
| 48 | 8.60 | 16.37 | 10.18 | 0.26 | 8.26 | 8.54 | △ 0.90 | 1,156,045 |
| 49 | 6.60 | 18.44 | 7.96 | 0.04 | 8.69 | 6.21 | △ 0.41 | 1,362,690 |
| 50 | 6.81 | 18.33 | 4.04 | 2.05 | 8.69 | 1.89 | 0.10 | 1,495,010 |
| 51 | 7.04 | 18.15 | 4.30 | 1.12 | 9.41 | 2.37 | 0.87 | 1,689,220 |

52年版国民経済白書より

り、それが個人に還付されていく。こうした順調な生産の再開をたどれば、財源的にも理論的には問題がないということになります。

ところで、個人部門の貯蓄をどう公共部門へまわすか、が次の問題であります。

(3) 公債市場の育成が急務

公共部門の資金調達の手段としてまず公債の発行があります。国債が市場で個人消化されれば、理論的にはインフレにつながりません。そのためには国債の個人消化の可能な市場の育成がまず必要となってくるのです。

現状では、公債市場が育成されないまま大量の国債を発行するために市中金融機関に無理に割当しているわけです。都市銀行はともかく、地方銀行は自治体の非公募債(縁故債)も買っているので、都市銀行との競争力も差があり、非常に困っているのが現状です。市中金融機関に、国債を再び市場で売ることができるような条件で整備すれば、消化も無理なくできるはずですが、

それが今の政府にはできません。その理由は、公債市場を育成することと、日本の公定歩合を中心とする金利体系とを連動させなければ意味がないからです。もう少し具体的に言えば、公債の消化に個人貯蓄がまわらない時は、各種の金利体系が連動性をもっていることを前提として、公定歩合を下げればよい。銀行へ預けるより公債を買った方が有利だという条件をそこで設定して公債を買わせる。こうした政策的に金利を変えるかたちで調整する。その時々状況に応じて上げたり下げたりする。これを政策的レギュレーターとよんでいます。実際にはこのかたちをやるしかないと考えています。

現状では、金利は金利で日銀が、大蔵省は大蔵省で勝手なことをいい、日銀の金融政策と大蔵省の財政理論とがぶつかっているわけです。今の体質があくまでタテ割り論であり、政策の協調がとれる体制になり得ていないし、それを政府も調整できないでいるのです。そのうえ国債を市場メカニズムで発行したものを回収できないでいるため、30%歯止め論になる。こうした政策の貧困さから公債市場の育成ができないでいるわけです。

私の考えでは、金利を直ちに弾力化（自由化ではなく）し、公債市場との動向を関連させながら個人消化の公債市場をつくり、いろいろな手段を使うべきだと思っています。

例えば郵便貯金も利用できます。政策的意図で金利を上げたり下げたりして弾力的に運営していくこともできます。中小の金融機関に集まった多様な貯金を、コール市場を通じて上級の金融機関にまわしていくという政策も考えられます。銀行と銀行とへ取引市場（コール市場）にどう政策的に介入しながら、都市銀行と地方銀行や中小金融機関の役割を与えていくか、という政策のためかたも必要になってきます。

金融政策と財政政策、とりわけ公債の消化は連動して考えるという提起をしているところであり、多くの議論はあると思いますが、金利を固定して考える時代はもう過ぎていると思っています。

(4) エネルギー政策の課題

福祉型成長をめざすための条件としては、エネルギー政策を除いて議論はできません。エネルギー問題はたんにエネルギーの領域だけでなく、産

業構造、交通体系、生活様式など広範な影響をもち、この解決方法の如何によっては物価問題、環境問題、さらには国家的安全の問題までも影響が及んでいきます。

政府計画としての性格をもっている総合エネルギー調査会の需給見通しをみると、特に50年の目標はでたらめである。一番大きなウエイトをもっているのが原子力開発であり、60年の目標が4千9百万kWと見込み、これは絶対不可能なことがわかり今回修正しています。恐らく当初見込みの半分もいかないでしょう。原子力開発に対する住民の抵抗や、技術開発上の困難さ、高速増殖炉にしても開発を分担する企業の体制と政府の政策とのつながりがハッキリしない、などの問題があり、実現不可能といわざるを得ません。

また政府の施策をみても、エネルギー対策として88兆円もの巨額な費用が必要だとする積算はできていても、その資金調達についてふれていない。LNGにしても、海外からの輸入になるがその基地をどうやって作るのか、又そのコストはどうかという問題がみつめられていないわけです。これでは結果的に、現在の石油依存率73%を引下げることができないまま進行しそれにより石油価格の上昇が再び日本経済を直撃するという体質をぬげることができなくなってしまいます。

政府のエネルギー計画 (昭和60年目標)

| | 50年8月の計画 | 52年6月の見通し (対策強化ケース) |
|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| ① 国民総生産(45年価格) | 173.2兆円 | 168兆円 |
| ② 国民総生産伸び率60/50 | 6.6% | 6.1% |
| ③ 省エネルギー前需要 | 8.3億kl | 7.4億kl |
| ④ 省エネルギー率 | 9.4% | 10.8% |
| ⑤ 省エネルギー後需要 | 7.6億kl | 6.6億kl |
| ⑥ 省エネルギー後対GNP弾性値60/50 | 1.03 | 0.89 |
| ⑦ 原子力 | 4,900万kW | 3,300万kW |
| ⑧ L N G | 4,200万t | 3,000万t |
| ⑨ 海外石炭 (内一般炭) | 10,024万t (1,460万t) | 10,200万t (1,600万t) |
| ⑩ 輸入・石油 | 4億8,500万kl | 4億3,200万kl |
| ⑪ 輸入石油依存度 | 63.3% | 65.5% |

総合エネルギー調査会の発表による

エネルギー政策は2～3年ではなく10年間にわたる中期政策をとって積極的にこれにとりくめ、と提言したいわけです。具体的には、日本経済の限界をかかえている石油依存度を低めるような具体策をとれ、ということになります。石油の代替エネルギーの開発を急げということです。

代替エネルギーの供給拡大のための緊急的な対策としては、LNGと石炭に依存する以外にはないでしょう。LNGについては海外基地の確保と輸送手段の開発が急がれますし、石炭も国内炭では無理があるのでオーストラリアなどの海外炭の確保の見通しをたてる必要があります。将来方向としての石炭ガス化の研究開発が急がれます。

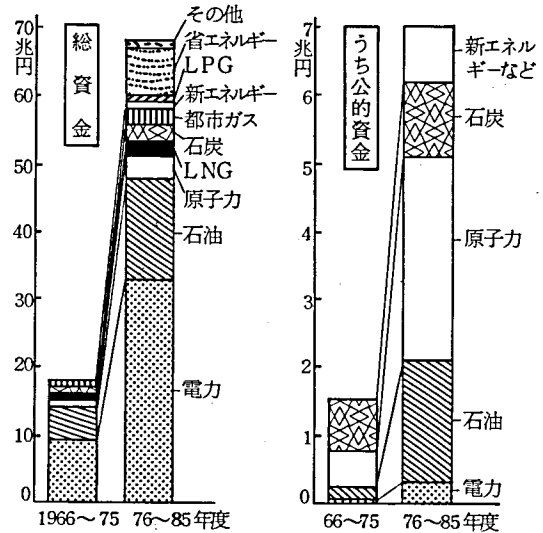
また資源を海外から輸入するための手段としては船に頼らざるを得ないわけです。日本の造船業界は3年後には受注がゼロになるといらいきびしい予測がされている折から、今までの大型船中心の建造を改め、LNG、LPG又は石炭輸送用の中型特殊船の建造に切り替える必要があります。そうすればエネルギー確保と不況克服の一挙両得の手段となるはずです。

さらに電力生産部門において石油火力発電が主力をなしているわけですが、電力部門のエネルギー消費は全体の32%を占めていることから、これへの対策が重要になります。石油火力から石炭またはLNGへ切替えるための政策的な誘導が必要です。

省エネルギーも推進させなくてはなりません。有効な方法は諸外国の側にもあるように、エネルギー需要の価格弾力性を活用することとなるでしょう。すなわちエネルギー消費に課税することになります。この際生活用のものを考慮しながら、消費量に応じて累進的にすることも配慮されなければなりません。また、エネルギー消費機器や設備に課税と助成を行うことも考えられます。

こうして、省エネルギー、石油依存を低める方向に対する総合的で、しかも効果的な対策をすすめながら、研究開発には公的資金の投入をはかったり助成を拡大することを行っていくことが、い

わが国のエネルギー対策費



まもとめられているといえましょう。

お わ り に

いままで述べてきましたのが、革新例のとるべき政策についての提言のあらすじであります。詳細は日本評論社から出版している「国民の経済白書—市場の制御と革新の経済政策」(平和経済会議・白書編集委員会)をごらんいただきたいわけです。

ともかく、福祉型成長というのは、福祉に対する投資が同時に成長の源泉である、というふうにご理解願いたいわけで、この福祉は単なる分配論上の問題ではないということです。いままでの経済政策論としてあまり聞いたことのない発想ですから、「経済政策論のルネッサンス」ともいべきでしょうか。革新としては、まさに発想の転換にあるのではないのでしょうか。

従来の成長を前提として福祉にはその余力をいかすという成長余力活用論的な福祉論は捨てなければいけません。その発想は高度成長的発想ですから、成長がスローダウンしたら終わりです。した

がって積極的に福祉に対する要求を出し、その要求が経済的再生産にむすびつけるプロセスをつかったわけです。経済的理論の裏付けをして…。

骨組としては非常に単純なものですからさほど理解が困難ではないと思います。しかしこれを実行するには、大変な力が必要です。だから焦点をしばって、積極的に市場に介入すべき範囲を明確にして、他はしばらく放置する以外にはないといえそうです。

社会が必要とする投資領域に金をまわす、この具体的プロセスは地域計画とのつながりでしか解決できないわけです。地域で必要とされるものに投資をまわす。これが日本経済全体の成長をうながしていくことになるわけです。

全体が良ければ地域もよくなるという高度成長の発想をやめて、地方自治を中心にするままで述べた政策論を基礎とした政策闘争をもりあげていく必要があるのです。そこに革新自治体の再生への道もあると思っています。

《あとがき＝事務局より》

この論文は、77年11月25日、当自治研センターの主催した現代地方自治講座における氏の講演内容を中心にして、事務局でまとめ直したものです。文責はすべて編集者にあります。

参考文献「国民の経済白書」（52年度版）

「円高の意味するもの」エコノミスト11月29日号

《昭和53年度政府予算批判》

「理念」不在の予算案

—旧態依然の回復策、産業構造の変化を無視—

(昭和52年12月30日号朝日新聞掲載の新田俊三氏の談話より)

新しい政策理念が感じられない、というのが来年度政府予算案をみての、率直な印象である。窮地に追い込まれた日本経済のワク組み全体を大胆に再編成していく第一歩を踏み出すべきときなのに、従来の重化学工業重点型の景気回復を目指す政策をまた繰り返している。公共事業を中心に予算の伸びを高めたことで、来年度は実質7%成長は無理としても、多少は景気刺激になるかもしれない。が、これでは資源、公害、構造不況業種対策など日本経済が当面する困難な課題にはこたえられないし、かえって混迷を深める公算が大きい。5・6年後の日本経済を思うと、正直言って怖い感じがする。

財政によって内需を拡大する、という政府の方針に異論はない。金利引き下げだけで設備投資を盛り上げようという三木内閣のやり方は高度成長の政策を引き継いだもので、状況認識が甘く、失敗したのは当然だった。福田内閣にかわったあと、輸出主導によって景気を浮揚させようという政策も行き詰まった。これは、欧米に対する集中豪雨的な輸出攻勢が国際的な非難を招いたから、というだけではない。一部の国際競争力のある業種の輸出に頼って景気を持ち上げようとしたところ、円高相場を通じて構造不況業種をさらに苦境に追い込み、内需を冷え込ませる、というメカニズムが働いたからだ。

政府が遅まきながら、公共事業支出をふやすことで、内需の拡大を図る以外にない、と気づいたのは当然といえるだろう。しかし、必然性があるのはそれまでで、公共事業の中身となると、政府予算案では落胆せざるを得ない。新幹線、道路、本四連絡橋など、高度成長時代の公共事業を引き継いだものが大部分を占め、相変わらず重化学工業中心の成長に沿ったものとなっている。公共事業がいったん手をつけたものの継続事業が中心になるというのは、即効性とむだ遣い防止という目先の利害を考えてのことだろうが、それだけではあまりに安易だ。中期的にはかえってマイナスになる。

まず、民間経済活動を取り巻く環境変化を、予算案はほとんど考慮していない。エネルギー資源の制約、土地問題、公害の深刻化など投資、生活環境の悪化が民間の経済活動を沈滞させる大きな原因となっている。そのなかで、従来型の公共事業にいくらカネを投じて、土地買収費に食われたり、住民運動の抵抗にあつてうまく進まない。

そのうえ、重化学工業から知識集約型のシステム産業へ産業構造が大きく変わってきているなかで、鉄やセメントばかり使う部門をテコ入れしても、民間経済全体が活発になる、という時代ではなくなっている。たとえば、大手鉄鋼会社でさえ土地、海洋開発など知識集約型のエンジニアリング部門の比重を2割近くに高めており、新しい成長部門を先取りしているのが現状だ。

都市開発、交通、食糧、安全、医療、福祉など社会資本ストックを高める方向で、民間とタイアップしながら公共事業を進めれば、それ自体が国民の福祉を充実させるばかりではなく、日本経済の成長の動力にもなる。これまでの福祉観では成長のパイの分け前を福祉に回せ」という分配論がもっぱらだったが、今後は公園、学校、病院など社会的な物的施設をふやすことが投資の源泉にもなり、福祉向上にもなるという「福祉型成長」を目指さなければならないわけだ。

政府は予算案で住宅金融公庫の融資ワクを大幅

にふやしたが、狭い土地にマッチ箱のような家が虫食い状に広がるおそれがあり、住宅政策の方向として評価できない。国民の住宅の最低基準を定め、それに見合った公共住宅の建設を重点にすべきだし、公団住宅の「高・遠・狭」の愚を繰り返さないためには、交通、学校など地域全体を考えたシステム的な対応が必要だ。

福祉型成長のなかでは、賃金や年金給付額だけを基準にする生活水準の考え方も変わり、住宅環境や交通まで含めた満足度がどう向上するかが問題になる。その目標と、実現までの道筋をはっきり国民に示せば、受益者負担の強化も受け入れられるわけで、現状のように場当たりに国民の負担をふやすやり方では「福祉切り捨て」という反発を招くだけだ。

財政とは収支のツジツマ合わせではなく、国民のためにどう使うかということが、当たり前だが一番大事な点だ。その展望と財源の裏付けを示す中期計画を、国民の声を吸い上げて作成し、民間企業を税制の活用や市場介入によって誘導しながら実現していくのが、今後のとるべき方向だ。計画さえしっかりしていれば、貯蓄と投資の全体のバランスを配慮しながら国債を増発することは構わないし、当面、インフレ再発のおそれも少ない。政府ははっきりした中期的な展望を示すことができず、単年度の収支にこだわるあまり、財政の健全性の尺度として国債依存率だけにすがろうとしているように見える。

政府予算案が決まった以上、財政によって日本経済をどう持っていくかという中期的な視点から、与野党の実りある論議を期待したい。(談)

「新神奈川計画」についての見解

1. 基本理念についての評価

「新神奈川計画」の基本構想でうたわれている基本理念については、高く評価できる。「21世紀を展望する新しい発想にたって県民生活と県行政のあり方を探究する」姿勢をもち、「自治と連帯のための社会計画」を「県民自身による参加と市町村の参加」によって策定しようとする考え方を全面的に支持したい。また「経済成長優先の価値観を根底から問い直し、人間尊重・福祉優先の価値観に基づいたシステムに転換していく」という発想も賛成できる。

2. 基本構想と基本計画との整合性

基本理念がこの計画全体を規定していくものと考えるとき、いくつかの不十分さが指摘できる。「基本構想」の第三章と「基本計画」との間に重複する部分が多く、理念が生されていないように思われる。従来のタテ割りの発想からくる第三章の記述は、個々の部分は理解できるが相互の関連や総合的な施策の方向づけが示されていない。

「基本構想」はより簡潔に、理念を中心としたものにし、独立しても使えるように、また文章もより平易に義務教育終了者すべてに理解できる内容にし、名称も「計画」ではなく「新神奈川構想」として後世に残すものとする考えもあってよいのではないか、と思える。

3. 神奈川の過去・現在・未来

神奈川の現在と将来について「基本構想」でうたわれているが、現状分析と計画達成後の将来像について不十分さがみられる。県民生活の実態を明かにする「県民生活白書(仮称)」や、行財政の現実の姿を明かにする「県行財政白書(仮称)」、また県土の実像を示す「土地白書(仮称)」など、別途に作成し、公表されることを期待する。また計画達成後の都市像、そこにおける人間関係、生

活、制度などの問題がどうなるかについて、引続き検討し県民にさし示すことを期待する。

4. 県民との共同作品とするための提案

県民と市町村参加をすすめていく考え方に賛成する立場から県政をより開かれたものにするために、次のいくつかの提案をしたい。

(1) 総合開発審議会の拡充強化

「新神奈川計画」が策定されても、その実施計画をローリングしていく考えが示されていることから、総合開発審議会をより拡充強化する必要があると考える。県民代表・市町村代表を加え、分科会による部門別検討、専門委員会による研究の継続などを行い、計画実施内容をより充実させるための努力をおこなわれたい。

(2) 社会計画研究会(仮称)の設置

社会計画はいま生成過程にあり、内容をさらに深く研究し実効性のあるものにしていかなければならない。行政が主体とならずに社会計画を推進する母体として、学識経験者、県民・団体代表などからなる社会計画研究会(仮称)を設置し、研究を継続されたい。

(3) 県民会議(仮称)の開催

「新神奈川計画」の県民討論集会は、不十分ながらも一定の成果をおさめた。県政をより開かれたものにし、県民の声が継続的に反映できる場をより多くつくることがもめられている。この計画の実行過程を県民に報告する場として、情報公開の場として、実施計画への県民参加の場として「県民会議(仮称)」を開催し、県政と県民との共同作品となるための努力を続けられたい。

(4) 県行政の改革

新しい時代に対応した計画を策定することにより、その実施に対応できる庁内体制づくりが必要である。県政の日常の現場において県民参加が可能になる庁内体制への改革、さらに県政から市町村への権限移譲と、県の調整機能の強化にむけた改革を行うよう期待する。

〔連載第4回〕

自治体革新についての一考察

北海道道政調査会

事務局長 山内敏雄

(北海道地方自治研究所専任研究員)

第三章 革新自治体をめぐる諸問題(その2)

二、革新自治体をめぐる問題状況

一その停滞と混迷をつきぬけるために

(四) 改革されぬ行政運営

革新首長が実現されても、役所という管理機構のなかでの行政運営が旧態依然として変らない、というのでは革新自治体の存在理由は半減します。若干の革新的な考え方をもつ人を重要なポストに配置してこと足れりとしたり、革新的な学者・文化人を講師とする職員研修などをとおして職員の意識改革をしたつもりでいたり、行政改革と称して体制的合理化とまがうことのない機構いじりをする程度では、行政運営の民主的改革ははかられません。

ところでこれらの改革をしようとするとき障害となるのが、役所全体をおおっている伝統的な行政にたいする考え方です。多くの管理職群は、伝統的な行政秩序にとりかこまれています。伝統的

な行政法を代表する、田中二郎氏によれば『行政法は支配権者としての国・公共団体等の行政主体と、これに服すべき人民との間の法律関係を定めることを本則とする』ものであり、『公共の福祉を目的として、国又は公共団体が一方的に規則することを建前とする点に特色が認められる』という認識にたっています。

これによってもわかるように、行政法の考え方は管理する立場、「統治」の立場にはたいへん都合が良くできています。国民(住民)は「政治の主体」であるにもかかわらず「行政の客体」として位置づけられ、支配される「私人」にすぎない、ということになります。そこに「自治」の思想が入る余地はまったくありません。

ところが、革新首長のなかには、このような伝統的な行政秩序に抵抗しえないまま、旧態然とした行政運営をすすめて疑わない、といった人々が多いようです。革新首長は、政策決定、行政運営の全過程に重要な役割をはたす管理職群の思想と方法を改めさせていく責任があります。しかし実際にはなかなか容易ではありません。

こうしたことから、住民一般のなかから「革新首長は話がわかるが、部課長はわからない」といった批判がうまれてくるのです。

首長の革新的な思想や方法が、行政運営をとおして貫徹していく。とくに管理職群を正しくリードしていくということは、行政の革新にとって不可欠のことなのです。またこれまでの行政官僚機構は、無責任の体系といわれるように、誰が何についてどのような責任を負うのかということが、必ずしも明確ではありません。もっとも官僚の責任におのずと限界があります。

よくみられることですが、ある部課長が政治責任や行政責任をとってやめた、などというケースがあります。しかしそれは根本的にまちがっています。政治責任や行政責任は首長がになうもので、部課長が代替できるものではありません。それをあたかも代替できるかのように、事実、代替させることによって責任の所在をあいまいにさせている例が多いのです。これでは首長の指導性が疑がわれかねないこととなります。

革新首長はその思想と方法を貫徹しようとするためには、まずもって行政の管理運営をめぐってこのような首長不信がおきあがってこないような具体的な措置をとらなければなりません。このことを忘れて「革新首長がひとり歩きする」といわれるような行政運営をするならば、結果として伝統的な行政法秩序にたてこもって旧套をまもる管理職群の恣意的な行政執行を許容しなければならなくなります。これでは行政の民主化ははかれません。

革新自治体の多くは、この問題で深刻ないきづまりをみせています。特に財政危機にともない、せばめられた財源のなかでどのような政策を選択するかといった場合、首長の意思決定はもとより、これをささえる管理職群の意向が問題となります。ところが管理職の思想や方法が前述したように旧態然としているだけに、住民福祉をどうすすめるかというよりは、財政のつじつまをどうあわせるかという発想にひきづられていきます。

したがって、そこでうちだされてくる打開策なり改革案は、自治体革新のための改革とは「似て非なるもの」であって、体制的合理化となんら変るところのないものということになります。これではなんのための改革かということになります。

それ故に首長の決断が、官僚に対する統治能力

がもとめられているといえるでしょう。

(四) 自己革新を求められる自治体労働者

行政運営の改革とならんで、行政の執行にあたる自治体職員＝自治体労働者の、自己革新がもとめられています。わけても、革新首長下における自治体労働者に、よりきびしいものが、もとめられます。

自治体労働者の多くの場合、革新首長の誕生にすくなからぬ貢献を果してきました。それだけに革新首長・革新自治体をまもり、ささえようとする意識もきわだって強いようです。しかし実際には、革新首長・革新自治体をまもるといふことと、労働者としての基本的権利をつらぬくといふこととの間にたって、深刻な矛盾に悩んでいます。

自治体労働者の多くは、地方自治を住民のものにするためには「革新自治体を出現させなければならぬ」と考えます。と同時に自分たちの要求も、より多く認めてもらえることができるのではないかと期待します。というより直截に言えば、後者にウェイトをおいて、すなわち現実効用面を重視して革新自治体の出現をはかるという傾向がつよいといえましょう。

ところが現実には容易にそうはならない。労働者側の欲求不満や幻滅感は時がたつにつれ深まっていきました。革新自治体下の首長と労働者における関係の多くが、出現当初のみずみずしさやいきいきした活力を失い、おもくらしい低迷をたどるのはこのためです。

このような状況におちいらないようにするためには、革新首長の出現をもとめる運動をおこそうとする段階から、あらかじめ見とおしてかからなければならぬと思います。労働者の要求は、労働組合に依拠して貫徹されるものです。それは労働者の団結した闘いによって実現されるもので、これ以外にないわけではあります。たしかに革新首長を出現させれば、労働者をとりまく環境は少しは良くなるかもしれませんが、しかしそれは要求のすべてを解決させてくれるものではありません。

革新首長といっても、国の中央集権的支配の枠

ぐみをのがれることはできません。したがって、さまざまな不合理的抑制を受けざるをえません。また地方議会における政治的劣勢からくる圧力によって不本意な管理を強制されることもあります。ときに労働組合と対立しなければならなくなることもあります。またそのような制約のあるなしにかかわらず、自治体という経営体のなかでは、労使の関係にあるという厳然たる事実をおおうことはできません。

もっとも、自治体の長として使用する側の立場にあるとはいえ、革新首長であるからには「労働基本権確立」という基本命題については、労働者の考え方をささえていく役割をになっているといえましょう。しかし、この命題は労働者自らがたたかいとるべきものです。そのためにも使用者としての革新首長に、あま期待をかけてはなりません。要求は要求として、きびしく提起していく必要があります。また労働者としてのきびしい自立の意思をもち、「組合運動のための職場離脱は慣行だ」などというあまえを捨て、たんなるものとり主義に随さないようにしなければなりません。

首長やそれをささえる体制側も、「選挙で推薦したからには労働組合も市民に対して共同責任がある。要求はひかえてくれ」などといなおったりしないで、使用者としての責任において労働者の要求にきちんと対応すべきです。

また、労働協約もなく、何が団体交渉事項であるかも明確でないという状態をなくしていくことも大切です。こうして労使間の基本ルールを確立させることが管理者としての責任でもあります。「憲法をくらしのなかに生かす」こと＝労働基本権を認める、という立場にたって、団体交渉や労働協約のあり方をひとつひとつ吟味し、あるべき姿にしていくことが必要です。

そのためにも、さきにのべた政党や支持労組と革新首長との緊張関係と同様に、労使として革新首長と自治体労働者との間にきびしい緊張関係が要求されるといえましょう。そして、この緊張関係がたもたれるなかで、革新首長と自治体労働者の自己革新がなされていくでしょう。

三、自治革新の方向をさぐる

これまで革新自治体の停滞と混迷にかかわって、いくつかの問題にふれてきました。ここでは、そのような現実認識のうえにたって自治革新の方向をどうみさだめるか、そのためにはどのような基本認識にたたねばならないか、さらには、どのようなことが追求されていかなければならないか、などについて考えてみたいと思います。

(一) その基本認識について

はじめに、自治体革新の方向をみさだめるために、どのような基本認識にたたねばならないか、ということについて考えてみましょう。

ア、自治革新を政党の勢力拡大に利用するな

その一つは、ことわるまでもないことですが、革新自治体は「解放区ではない」ということです。革新首長が出現したからといっても、その自治体の住民の要求のすべてがみたされるわけではないということです。

そればかりか、資本の要請に忠実な国の政策、方針が自治体をとおして貫徹している現実のなかでは、革新自治体であるがゆえに、むしろより強い制約をうけるという側面さえあります。そのうえ、議会における革新陣営の劣勢ということも加わって、そのむずかしさを一層加えています。私たちはこの現実をしっかりとふまえておく必要があります。

このような状況のなかで、革新自治体としてより革新的な自治体経営をすすめていくためには、それをささえる政治体制が問題となります。このことについてはまえにもふれましたが、革新自治体の当否は革新首長の資質やリーダーシップによる面が少なからずありますが、それにもまして問

題なのは、それをささえている政治体制がしっかりしているかどうかということです。

ところで実際はどうでしょうか。革新首長をささえるべき革新陣営のおもな構成員である革新政党が、相互にそれぞれの教条をたてにとって譲りあわず、はては個々のエゴにたてこもって対立抗争するという傾向が一層つよめられます。このような状態をまねいたのは、革新政党の地方自治政策が、そのたてまえはともあれ、現実の対応としてはそれぞれの党の党勢拡張をはかるために、自治体権力をどう利用するかという点におもきをおいてすゝめられてきたことによるものです。

政党の勢力拡大に自治体の権力を利用するということになれば、その自治体権力のヘゲモニーをめぐる深刻な内部対立をうむことは必定です。いろいろな事情がよこたわっているにせよ、代表的な革新自治体といわれた京都府・大阪府・東京都において社共のヘゲモニー争いが露呈し大衆のひんしゆくをかうまでにたちいたっている現状は、このことに対する認識の欠如からくるものといえましょう。

ともあれ私たちは、「自治革新の運動、さらには革新自治体の出現、革新政党の党勢拡大の手段としてだけとらえてはならない」という基本認識にたたなければ、自治革新のたたかいの独自の意味がない、ということをおぼろげに確認しておく必要があるのではないのでしょうか。

イ、自治革新は永久革命的指向をもつ

つぎに大切なことは、「自治革新の運動はいわば永久革命的な指向をもつ、おわりなきたたかいである」という認識にたつということです。

よく「政治は生活のためにある。しかし現実には政治が生活をおしころす」といわれますが、その政治が生活をおしころす役割をになわされている現場は自治体です。自治体行政をとおして資本の論理に忠実な「統治」がすゝめられている現実はずでにのべました。政治のなかの生活が復権するためには、国と自治体との関係の改革、さらには自治体の「内なる改革」がはたされていかなければ

なりません。

そのためにも主権者である住民が、「行政客体」「私人」としての位置づけをのりこえて、「行政の主体」として自己を主張するとともに、「公」を内容づける「権利主体の個＝私」として自己を確立していかなければなりません。自治革新の運動とはこのような「権利主体」の「自己主張」にうらうちされたものでなければならぬのです。

このように考えれば、自治革新の運動とは、おわりなき自己革新の運動でもあります。それには、政治体制が変革されてもなお追求されていくものといえましょう。

ところで、これまでの政治にみられる「天下国家」的な指向、すなわち政治は区々たる住民の生活をあげつらうものではなくつねに国家全体のことを考えなければならぬ、とする思考様式ないしは政治観からは「自治革新」の運動はうまれてきません。国が上で地方が下だ、国政を変革すれば地方も変る、という発想からは権利主体の住民が充実感をもってむかえうる政治はうまれてきません。

私たちはこうした政治に対する古い価値意識を克服して、権利主体の住民の生活の課題が政治の主題となりうるような政治体制を構築するため、自治革新の運動をつみかさねていかなければならないのではないのでしょうか。

ロ、いくつかの提案

これまでのべた基本認識をふまえながら、自治革新に対するいくつかの提案をこころみてみたいと思います。

ア、政策科学の追求と決定過程の民主化

まず第一は、政策科学の追求と政策決定過程の民主化の徹底をはかる必要がある、ということです。今日、一般に自治体レベルの政策では保守と革新の間にきわだちがいがいがないといわれています。またかりに本質的なちがいがあつたとして

も政治的多数派を獲得するためには手段をえらばぬ双方の、いわば政策競争がその格差をうめていくという状況です。

こう考えると、革新側の努力の方向は、これまでのような政策アイデアをきそうという段階からぬけだして、より精緻な政策科学の追及につとめるとともに、政策決定過程の徹底した民主化をはかっていかねばならなくなっています。とりわけ地財危機を背景に財政的制約がつよまるなかでは、その枠組みをおし広げていくためにもそのことが追求されていかなければなりません。

ところで政策決定過程の民主化をはかるために、具体的にはどのような手順方法が考えられていかなければならないのでしょうか。それにはまず私たちは政策科学の追求、政策の決定過程の民主化をはかる作業を、住民と協働しておすすめていくことが大切です。住民と一緒に国が国の自治体支配の実際について相互理解を深めていく必要があります。

さらに、住民の要求がなぜみだされぬのか、それを達成させるためにはどのような運動が必要とされるか、などについて追求していく必要があります。たんに首長の政策ブレンがつくりあげたものを住民に承認をもとめる、というこれまでのパターンをくりかえしているだけでなく、住民の討議をくりかえして決めていく、ということを急いで実体化していかなければなりません。

イ、「参加」と情報の公開

第二には、そのためにも新しい「参加」の展開が必要となってきます。これはまえにもふれましたが、参加とは私流にいわせれば「住民にとって権利であり、自治体側にとっては義務である」ということとなります。この認識の欠落したところでおこなわれる「参加」はいわゆる「翼賛」でしかありません。

「参加」とは、権力行使の委任を受けたものに対する権利主体の側の、自己主張なり異議申立をする回路ないしは場として考えられていかなければなりません。それだけに、住民自身にとって権

利主体としての自覚ないしは自己変革がもためられます。「参加」がともすれば権利主体の権利意識をねむりこませたり、責任の所在を不明確にさせるために役立たされることのないよう、十分に留意されるべきでしょう。

ところで「参加」が有効的におこなわれるためには、なんらかの制度化が要求されます。しかし「参加」は、それが制度化されると同時に形骸化がはじまるといわれています。これをのりこえるためには「参加」の定型化からの脱皮が必要とされます。「参加」をもとめる運動が「参加」を制度化させ、制度化された「参加」が運動をよびおこす、というサイクルがつくられていかなければなりません。そのためには「参加」がパターン化し、マンネリ化しないために、つねにその方法がためされ、あらためられていかなければなりません。そこに「参加」を美化したり、反対に幻滅したりするというゆれうごきをのりこえた不断の「参加」追求がうまれてくるのです。

さらに「参加」の内実化にとって大切なことは、情報の公開、相互交流をどうするかということです。行政側は行政情報の公開につとめるとともに、常に住民のなかにある情報を敏感にうけとめていける感覚をとぎすましておくことが必要です。住民の側は「あつめられる」参加につねに警戒を怠らないようにするとともに、行政情報の公開をもとめていかなければなりません。これが同時的におこなわれることが大切です。

現代のような情報化社会においては、情報はつねに権力によって独占されます。地域社会のレベルでも情報量が圧倒的に多いのは自治体当局です。したがって住民の情報量は自治体権力の側のそれにとおおよびません。だから「参加」の機会が開かれても、住民は行政側の説得のまえに屈服されがちです。これでは「参加」の意味がありません。

そこで住民側は情報の徹底した公開を要求するとともに、行政側が専有できない情報、すなわち住民のなかでおきているさまざまな批判要求を組織し、これを行政側につきつけていくことが必要となります。これによってトータルな意味での情報をもつということでは優位にたつ行政側に、個

別具体的な事実をつきつけていくことによってこれをゆさぶっていく、という運動のスタイルが創出されていくのです。

すなわち、ちがう質の情報をもつということですから。これによって住民サイドの情報づくりがすすめられ、住民運動のなかのミニ・コミをとおして情報交換が行われることによって、運動相互の連関がつよめられていくのです。

ウ、住民の権利意識の向上

第三には、権利主体としての住民意識の向上がもとめられます。自治革新をすすめるバネとなるのは、なんといっても権利主体としての住民の強烈な自己主張でしょう。

しかし、そのような住民の自己主張をはぐくんでいくのは、一つは学校教育のあり方であり、他の一つは住民自らの手ですすめられるべき市民教育のあり方です。

ところでその実体はどうでしょうか。率直にいうと、差別・選別が当然視される学校教育の現状では、自主自立の思想を培うことはほとんど絶望的のといってよいでしょう。とすれば社会教育しかよりどころがないということになります。しかし残念なことには、この面でも官制社会教育がはばをきかし、自主的な市民教育がうまれる環境にあるとはいいたくないようです。

このような状況下では、自治労単組のはたす役割は少なからぬものがあります。自治労単組は、今日の政治行政が権利主体である住民の生活をおしこしている現実を、もっとも正しく見きわめることができる労働者のあつまりです。自治労単組は、個々の労働者の仕事の点検をくぐりぬけた行政点検をすすめることによって、そこに反住民的なものがあればこれを告発し、住民と一緒にこれを変えさせていくという運動を積極的に展開する。このことによっておのずと自立する市民がうまれる土壌が培われてくるでしょう。

労働者と住民の真の自立と協働は、このような環境をつくることによってはじめて生れてくるのです。これは息の長い、おわりのない運動ともいえましよう。

エ、自治体改革と反合理化の統一的把握

第四は、自治体改革の推進と反合理化のたたかいを統一的にとらえていくことが必要だということです。

革新自治体のなかで、自治革新という命題と、自治体労働者のかかげる反合理化のたたかいを統一的にとらえていくということは、たいへんむずかしいことです。

自治革新をすすめるということは、不可避免的に国と自治体との関係、自治体と住民との関係の变革をもとめます。また自治体内部の自己革新をうながすということになります。そのためときには、問題によって自治体労働者の自己改革を要求します。そして自己改革への要求が、自治体労働者の労働環境になんらかの変更をせまります。それが自治体労働者にとって必ずしもものぞましいとはかぎらないことがあります。

一方、自治体労働者は賃上げ・労働条件改善の要求をかかげて反合理化のたたかいを展開します。それは労働者にとって当然なことであり、したがって革新自治体だからといって、ほこ先をにぶらせるわけにはいきません。そこで、自治革新のための改革要求と、自治体労働者の改革要求——わけでも反合理化の闘いがぶつかりあうことになります。

しかし、革新自治体を出現させ自治革新をすすめていくという政治的努力と、自治体労働者と住民の生活と権利を守る反合理化のたたかいとは、表裏一体の関係にあります。そこで、この二つを統一的に把握するためには、どのような基本態度にたたなければならぬか、ということになります。

それは、自治体労働者が反合理化のたたかいをどう認識するかにかかっています。労働者にとって反合理化のたたかいとは、資本の論理に忠実な体制的合理化が、労働者＝人間をおし殺すことへの抵抗としていどまれるものです。それは「合理」一般の全面否定ではありません。「合理」とは人間にとって人間らしく生ることができる環境をつくることでなければなりません。したがって、

自治革新が自治体の自己革新をもとめることを、基本的に拒むものではありません。

ただ「改革」の名をかりて、体制的合理化と区別ができないような改革をおしつけてくることに異議を申立るだけなのです。その点からみれば、自治体側が提起する改革には必ずしもこのことが正しく理解されているとはいいがたいものがあります。

革新自治体のなかには、住民のサービスのための合理化はやむを得ない、といった安易な考えに陥っているものが少なからずみうけられます。したがって現実的には、この両者を統一的にとらえるということはなかなかむずかしいのです。

ところで革新自治体も管理機構である以上、労働組合とは対抗関係にはいらざるを得ません。このことをドラスティックに割切っていく必要があります。割切ったうえで、「自治革新」という革新首長と自労体労働者にとっての共通の政治日程にむかって協働の関係をつくりあげていく高度な政治能力が期待されます。

オ、自治体労働者の「職員参加」

最後は、革新首長下の職員（労働者）参加をどうすすめるかということです。革新自治体の政策決定過程に、自治体労働者が参加する体制をつくるということは、まだどの自治体でもおこなわれていません。

一部の革新首長のブレーンの中には「職員参加は行政機構をとおしてやっているから、改めて必要ない」という人すらいます。ほんとうに必要なとは思ってはいないでしょうが、実際にやるとなるとなかなかむずかしいことだけはまちがいありません。

自治体はその管理運営をどうするか、また財政が苦しいときにその打開策としてどのような合理化政策をとるか、といったことについてつねに政策の選択をせまられています。革新自治体も例外ではありません。ところで革新自治体において合理化をとまなう政策選択をしなければならないときは、理事者として事前に労働組合に話し合いをする、政策選択の過程に職員参加をもとめるという

ことは当然のことだといえましょう。ところが実際には、この基本的な手順がほとんどふまえていません。そこに革新自治体の中で、首長と労働組合との対立混乱が大きくなっていく原因があるのです。

革新自治体において合理化を政策としておこなわざるを得ないと考える場合、首長はまず働く人々との同意をうるために組合と話し合い、「職員参加」の機会を開くように努力しなければなりません。自治体労働者も、「職員参加」の機会が開かれたといっても、労働者側の要求がすべてうけいれられると考えてはなりません。

また労働者側が合意を保留しなければならないこともでてくるはずで、「参加」したのだからすべてに合意をしなければならぬ、ということはありません。留保されるべき点があって当然です。また合意したからといって、首長がになすべき政治責任をわかちあえるものでもありません。政策決定という行為は、あくまでも首長に専属すべきもので責任は首長にあるのです。このことをしっかりふまえたうえで、合意すべき事項と、留保すべき事項を相互に確認しあう、という慣行をつくっておくことが大切です。

なお「職員参加」をおしすすめるにあたって、理事者と職員の間だけの、自治体内部の密室の中での「参加」ととどめないために、一定の配慮が必要とされます。そのためには「職員参加」をすすめる過程で、住民との話し合いの機会をひろくということなのです。これによって、住民といっしょに政策を考えていくという環境をつくっていくべきです。

「職員参加」と「住民参加」を同時的にはたされていく方法が追求されなければなりません。「職員参加」によってたしかめられた内容が住民によって検討される、という手順・手法が開発される必要があります。これによって、これまで一般に唱えられている労働者の「経営参加」とはちがったものになるはずで

す。政策決定の主体はあくまでも住民です。このような基本認識にたつて、政策決定にかかわるプロの労働者として、政策決定の主体である住民とぶつかりあいながら政策選択をしていく、というス

タイトルが追求されていくならば「職員参加」は内実のあるものとなり、「住民参加」の実体化がはかられていくのではないのでしょうか。

お　わ　り　に

ともあれ今日の段階では、「自治革新」にむけてさまざまな試みをつみ重ねながら、地方自治のあり方をとらえなおす時期にさしかかっています。資本主義社会において資本の論理に忠実な保守体制の恣意な支配に歯どめをかけるためには、権利

主体である住民の側からの総抵抗を組織するほかはありません。そのためにも、資本の論理が貫徹する自治体現場のなかではたらく労働者が、自分の仕事が資本の要請に忠実な政府の歪んだ行政支配とどうかかわっているか、ということについてきびしい自己点検することをとおして「自治革新」がはたされていかなければなりません。

それはきびしい「自己革新」への道でもあります。

(本稿は、自治労横浜市従の労働学校における講演内容を基本に、氏の論文等を参考に編集しなおしたものです)

自治研センター役員の変替について

12月13日の理事会で役員の変替が承認され、次のようになりました。(〇印が新)

- 代表理事** 清水 嘉治(関東学院大)
" 新田 俊三(東洋大)
" 横山 桂次(中央大)
- 理事** 越智 昇(横浜国大)
" 緒形 昭義(")
" 渡辺 精一(神奈川大)
" 斉藤 正(県会議員)
" 諸星 充司(県評議長)
- 〇 " 吉川 清(地区労代表者会議事務局)
〇 " 大野 政人(電機労連地協議長)
〇 " 飯塚 研吾(新産別地協議長)
〇 " 平本 敏男(横浜市労連委員長)
〇 " 山田喜一郎(川崎市労連副委員長)

- 理事** 岩岡 義雄(県本部自治研推進委員長)
" 福田 利久(横浜市従副委員長)
" 深堀 義孝(川崎市職書記長)
" 中村 勝美(横須賀市職労委員長)
" 長谷川文隆(藤沢市職委員長)
- 事務局長** 広田 武治(県本部委員長)
" **次長** 上林 得郎(" オルグ)
- 監事** 山口 敏夫(" 財政部長)
" 野上 高伸(公企労委員長)
" 塩田 一三(相模原市職労委員長)
- 企画委員** 学識経験者3名(代表理事)
自治体関係者3名(県・川崎・藤沢)
労働団体4名(県評・自治労)
- 専任研究員** 木下 信義(長洲一とと県民の会事務局長)

かながわの自治体うごき

52年2月に答申

新神奈川計画

県総合開発審議会が3日開かれ、新神奈川計画について来年2月中旬をメドに基本計画、実施計画を1括して知事に答申することを決めた。また、同計画を来年度の県予算に反映させていくため、予算編成にあたっては知事査定の前段階で重点施策と目されるものを県側から提出してもらい、審議会で検討することになった。

新神奈川計画策定に関して、県下各地で開催された県民討論会では参加者から多くの意見が出されたが、こうした意見を計画の中にもどのような形で取り入れたらよいか、まとめて次回に提出する。

(12/4 神奈川)

社会党委員長に就任

横浜 飛鳥田市長の声名

1. 私は本日午前10時半より2時間半にわたって成田委員長と話しあい、これまで委員長就任を拒みつけてきた理由について詳細に述べた。(2略)
3. そこで私は、成田委員長に対し、委員長選挙を前記主旨を生かして実施する保障として①12月大会で党規約改正を実施して欲しい②おそくとも3月1日までの実施期日を明記して欲しいなどの提案を行った。
4. 本日、成田委員長がその方向で努力すると確約され、党三役

会議の了解を取りつけられたことを高く評価したい。

5. 今後の私の去就については、この了解が十分に実現されるかどうかを見さだめ、市民をはじめ、党県本部、市本部および関係団体の意見をきいて最終的に決定したい。(12/4 神奈川)

海浜住宅など横須賀移転

横山市長 要望付き同意

防衛施設庁はさる10月に、米軍横浜海浜住宅、米軍相模原医療センターの米海軍横須賀基地移転を計るかわりに、同市内の米軍三施設の返還に努力するむね、横須賀市に協力要請をしてきたが、8日、横山市長は横浜防衛施設局長にこの回答を行った。同市議会に設けられた三施設返還特別委の意見をくみ入れて回答したもので、「歓迎する性格のものではないが、やむを得ず同意する」としている。しかし、基地の集約化に伴う市民生活へのしわ寄せなどを考慮、9項目にのぼる要望の実現を国に対して行っている。(12/9 神奈川)

入場税アップ固まる

箱根・湯河原

利用客の負担は回避

入湯税引き上げのタイムリミットを聞きわにして湯河原、箱根両温泉の方針がほぼ固まった。湯河原は130円と150円の2本立てで来年3月から実施、箱根は「暫定措置」という条件付きで1律130円、4月実施の方針。両温泉

とも業界の根回しが済んでいるので両町議会の議決待ちの状態だ。

この引き上げは地方税法の改正で来年1月から入湯税の標準税率が現行より50円アップして150円になるのに伴って行う。ところが「税・サービス料込み」で宿泊料金を決める場合が多い現状では、お客さんに負担をかけるわけにもいかず、アップ分がそのまま旅館負担になることから業界の反発が強く、各温泉とも上げ幅や実施時期の決定が遅れていた。

市民自治守り発展を

市長の委員長就任

学者グループが提言

飛鳥田横浜市長の社党委員長就任に対し、宮島肇横浜国大名誉教授ら22人の横浜市内在住、在勤の学者グループは、14日「横浜市政の新たな発展のために市民に訴える」と題し、5つの提言を発表した。

それによると、市長の社会党委員長就任の事態を冷静に受け止め、横浜市民が築き上げた市民自治を守り、発展させるために①市民自治の精神をより広め、深めていく②従来の市政を共有財産として市民参加の市政の発展を築く③新市政は単なる政党の組み合わせによって作られるものではなく、市民の信条と生活を踏まえた自治と連帯を基礎として構想されるべきだ④勤労市民生活から離れた党派的利益が優先してはならない⑤飛鳥田市政の単なる継承ではなく、市民参加と市民福祉を基礎にした市政の質と量の新たな展開こそ中心課題である、というもの。

(12/15 神奈川)

今月の統計から

△ 卸売物価指数 168.3 (45年=100)
 〈基準月10月〉 0.3 (前月同比)
 0 (同年同期比)

△ 消費者物価指数 120.8 (50年=100)
 〈基準月10月〉 0.5 (前月同比)
 7.5 (同年同期比)

△ 労働力人口〈基準月9月〉
 就業者総数 5,415万人
 雇 用 者 3,753 〃
 完全失業者 105 〃

△ 賃 金〈基準月9月〉
 全 産 業 168 千円 (定期給与 165.3千円)
 製 造 工 業 157.3 〃 (〃 155.4 〃)
 卸 小 売 業 156.3 〃
 実質賃金指数 78.4 (50年=100)

△ 国際収支〈基準月10月〉
 総合収支 (IMF ベース) 3億2,400万ドル
 外貨準備高 195億7,700 〃
 輸 出 総 額 70億1,900 〃
 輸 入 総 額 57億8,400 〃

編集後記

12月号が来ないのに1月号が届いた、とさぞおどろいたことでしょう。実は12月号は発行しなかったのです。発行日が毎月25日、その月の号が読まれるときは月が替っているのはおかしい、と指摘され12月号をとりやめ1月号と変更しました。

新年号にふさわしく、「革新のとるべき経済政策」というホットな論文をお届けします。いままさに議論がされている学際的分野にわたっている内容で、ここでいう福祉型成長を本年こそ政府が実行してほしいのですが、望み薄のようです。

昨年末の理事会で決まった研究テーマにもとづき、本格的な調査研究が始まります。地方財政研究会が1月14日からスタート。中味の濃い研究と実践が要求されそうです。国の政策予算が自治体をしぼるのが現実の姿。本年は超大型予算となるので、自治体もふりまわされぬよう要注意。
 (上林)

社会主義インター歓迎集会は、国際社会の中の日本を見直す良いチャンスでした。金哲氏によびかけにはジンと胸をうたれました。やはり圧巻はフランス社会党のミッテラン氏。あの独得のふんい気に魅せられました。本年もよろしくご指導ください。(桜井)

1978年1月25日発行

自治研かながわ月報 第8号

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円
 〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎ 045(662)0743~4
 振替口座 労働金庫本店 1365-001882 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研センター会員募集中

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821,または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。